令 和 4 年

第15回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐渡市教育委員会

	令和	和4年	第 15	回	定	例	• 臨	時	委員	会	議事	録
	委	10.	員	:	会		日	程			会	場
開会日時	三10 月	27	日	午前・後 2) 2	時 30 分		佐渡島開発総合センター			
閉会日時	三10 月	月 27 日 午前 後 3 時				時9分		2階 第3会議室				
延会日時	긔	区成 4	年 月		日	午	前•	後	時	分		
出	席	者			欠	席		委	員	会	議録	署名委員
教育長 新発田 靖											池	典比古
1番委員 仲川 正道											瀧川	1 紀子
2番委員 池 典比古												
3番委員	瀧川	紀子										
4番委員	岩崎	· 奈美										
		説	明	の	た	め	出	席	した	職	員	
教育次長機部伸浩学校教育課												
											和人	
秋月扒及冊												
	「橋	秀紀		管理主事					福井	晴人		
ゼ ノーナーハンフを ネロ												
教育総務課												
課長		杉	7澤	正二								
課長補佐			豆田	誠								
総務係主任 小林			林	惟美								
傍 聴 丿	(<i>-</i>	2									
7万 「応 ノ		有(無										
報 「議事の概要」のとおり												
告												
0												
要												

会議で行った選挙の結果なし

会議に付議した事件の題目

議案第56号 佐渡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第57号 佐渡市教育委員会職員の人事異動について

報告事項 学校情報について

次回会議開催日

採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数

なし

請願、陳情

有•無

有の場合、別紙のとおり

その他必要と認めた事項

特になし

【議事の概要】

- •新発田教育 長
- ◎本定例教育委員会は、午後2時30分から開催した。
- ・ ただ今から令和4年第15回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。
- ・ 初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署 名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により池委員と瀧川委員 の2名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- ・ 次に、日程第2、議案第56号「佐渡市教育委員会事務決裁規程の一部を 改正する訓令の制定について」、事務局の説明を求めます。

- 栁澤教育総務課長

【説明要旨】

- ・ 改正の内容は、第10条の合議の部分で、佐渡市の事務決裁規程は令和元年に改正されている部分がありましたので、今回改めて平成29年から令和元年に改正するものです。
- ・ 第 11 条の協議の部分で、第 7 条及び第 8 条に第 9 条を加える改正です。 9 条は上司による専決事項の項目で「専決権限を有する者及び代決する者が ともに不在の場合において、急施を要する事項があるときは、専決権限を有 する者の上司は、これを専決することができる。」を加えたものです。こち らは市長部局の事務決裁規程に合わせた改正です。
- ・ 別表第1、共通事務に係る教育長決裁及び専決権限事項表の1庶務に関する事項の項目「15事業の共催、後援等の決定」、「18各種調査の実施」の改正です。こちらはいずれも教育長のところに重要という文字がありましたが、それを教育次長の欄にそれぞれ繰り下げる改正です。こちらにつきましても、市長部局の決裁規程に合わせたものです。
- ・ 別表第2、個別事務に係る教育長決裁及び専決権限事項表の教育総務課の項目「5児童・生徒の就学援助事務」、「6独立行政法人日本スポーツ振興センターの事務処理」を学校教育課の事務決裁から教育総務課に移したものです。それに伴い、学校教育課の事務決裁規程は、それぞれの項目を削除し、削った項目が1号ずつ繰り上がる改正の内容になります。
- ・ また、社会教育課の「10 各種補助金に関する事項」を削除します。これ は、補助金の事務に関する事項は、教育長の権限に属する事務でないことか ら今回削除するものです。

•新発田教育 長

ただ今の説明に対しまして、質疑等ございますか。

• 仲川委員

・ 表の読み方の説明をクリアにしてもらいたいのですが、重要、定例、軽易というものがあって、それと「○」との兼ね合い、決裁権者との兼ね合いについて、例を挙げて説明してください。

· 栁澤教育総 務課長

・ 資料1、別表第1の後段の方に備考で、「○」又は「重要」等の文言で表示されている場合の説明がありますが、決裁権者のところに「○」が付いている項目につきましては、一般的に「○」の付いている課長なり教育次長、課長補佐が決裁権限を有することになります。その上の重要という部分につきましては、ここにも書いてありますように、「政策的なもの、新規又は異

例なもので特に上司の判断を必要とするもの、多大な財政負担を伴う場合」 重要ということで、それぞれ「○」の上の上司が決裁権者ということになり ます。また定例、軽易という文言の説明があります。定例につきましては、 「処理事案の前例があり、それが定例的になり、特に上司の判断を必要とし ないもの」をいう。軽易につきましては「事案が定例的または通常的であり、 特に上司の判断を必要としないもの」ということで整理をしているところで

• 仲川委員

- ・ 大体分かりました。5ページにそれが全部入っている「4 学校給食に 関する事務」というのがあります。5ページの下から5行目4番。平常時は 課長が主に決裁する。定例のもの軽易なものに関しては、課長補佐の専決で すか代決ですか。
- 栁澤教育総
- 務課長

• 仲川委員

- ・ その中で、特に重要と思われる上司の指示を仰ぎたい事については、教 育長までもっていって、教育長が決裁権者になるということですか。
- 栁澤教育総
 - そういうことです。

務課長

新発田教育その他質疑等ございますか。

課長補佐が決裁権者ということです。

長

- ・委員全員
- 質疑なし
- ・新発田教育 ・ 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案通り決することにご異議ございま せんか。

委員全員

- 異議なし
- 新発田教育
- 異議なしと認めます。

長

長

- よって議案第56号「佐渡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓 令の制定について」は、原案通り可決されました。
- 次に議案第57号から報告事項1までは、人事に関する内容及び個人情報 に関する内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第7条の 規程により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたしま す。
- 委員全員
- · 挙手
- 新発田教育
- ・ 挙手多数です。

長

・ よって、議案第57号から報告事項1までを、秘密会とすることといたし ます。

【秘密会】

議案第57号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」、栁澤教育総 務課長より説明する。

【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】

報告事項1「学校情報について」、福井管理主事より説明する。

- •新発田教育 長
- 栁澤教育総 務課長
- •新発田教育 長
- 栁澤教育総務課長
- ・新発田教育 長
- 市橋社会教 育課長

【以上の報告については、質疑を経て終了した。】

- ・ 次に、報告事項2「その他」について、事務局の説明を求めます。
- ・ 今日お配りしました、先月の定例会でお答えできなかった質問に対して の回答を、長くなるものですから文書にしてお答えをさせて頂きましたの で、あとでお読みとり頂ければ有難いと思います。
- ・ 内容的には、文化及び体育活動費補助金交付要綱の一部改正についてで すか。
- ・ 要綱の一部改正についての質問がありましたのでそれぞれ対象となる大 会ですとか、金額等につきましてお答えをさせて頂いたものです。
- 見て頂ければと思います。宜しくお願いいたします。
- その他ございますか。
- ・ お手元に佐渡人形芝居保存会定例公演の青いチラシが入っています。それと招待状の方、教育委員さんに付けておりますので、是非見に来て頂きたいです。これは、今年文化財団が文化庁の補助金を頂いて佐渡人形芝居親子教室を今年10月8日から11月5日に練習して11月20日に発表会として考えておりますので、この時に子どもたちが8人勉強に来ております。講師として瀧川委員の息子さんも付いて頂いてお手伝いに来て頂いております。子どもたちの一生懸命なところを皆さん是非招待券という形で招待状を出していますので、ここの3階で行いますので是非見に来て頂きたいと思います。併せて文化財団がいろいろ皆様にご迷惑をお掛けしましたが、やっと着々と動きをしているというのを皆さんに知って頂きたいと思いまして、今回案内をさせて頂きました。来られる方は、11月20日に是非宜しくお願いいたします。
- •新発田教育 長
- 池委員
- その他委員の皆様からございますでしょうか。
- ・ メールで頂いているのですが、コロナの終息が見えないような状況です。 その状況はどうなっているのかと気に掛かるところであります。もう1点、 それに伴って各学校を見るとリモートでの学活とか実際授業もやっている ところもあるようです。リモートでのタブレットを使ったものは、どのよ うに浸透したり使われているのか、効果が現れているのかが分かれば聞か せて頂きたいと思います。
- 森学校教育 課長
- ・ ここ1ヶ月ほど学校内での感染が見られて、特定された学校で感染が拡がると学級閉鎖をして、学級閉鎖の措置や臨時休校の措置で5日間止めると学年なり学校なりが落ち着くのですが、又違う学校で感染が続いてしまっているような状況で、学校を代わる代わる広がっているのが見られます。今まで出てきた中で、きっかけは最初の家族感染やそこから出てきたお子さんが、症状が出る前に学校に通ってきて、そこで感染して学級中にうつっていったというのが、本人が発熱する前に感染してしまった例があると思います。それ以外にもやはり集団で運動したりとか、河崎小学校で学校

閉鎖があったのですが、全校児童が集まってマスクをして対策を取り 120 周年の練習や集まっている場があり、そういうのも影響があったのかなと思っています。家族感染の中でうつっている要因であれば、感染ルートが学校ではないということで様子を見ていますが、家族で誰も出ていないのに学級内で感染者が2人3人出てきて複数になった場合は、基本的に学年閉鎖の措置をとっております。同じようなことを昨年もやってきたのですが、感染が緩んでいるわけではないと思っているのですが、感染しやすい状況になっているのか、今確かに学級内でのここ1ヶ月半位前から目立っているというのが続いています。タブレットを持ち帰らせている学校も増えているところで、そこで健康観察をしたり、学習をしたり見られますが、その効果として学力とかそこのところについては、まだ詳細の成果というのは今分かりません。

- ・池委員
- 森学校教育 課長
- ・福井学校教 育管理主事
- 池委員
- •福井学校教 育管理主事

- かなり使うようにはなってきているということですか。
- なってきてはいます。
- ・ 付け加えさせてください。正式な人数は下にいけばあるので宜しければ 取ってきましょうか。
 - ・ 今収束の方に向かっていますか。同じような状況で進んでいますか。
- ・ 10 月初めくらいまでは増えていて一旦減ったのですが、またここ2週間増えてきています。具体的には、延べ人数ですが、9月の小学校の児童の感染者数がおよそ140人、中学校は60何人。10月も同じようにどんどん増えて、小学生は延べ人数で120、130人は超えている、中学生も30人くらい。
- ・ ここ最近変わってきたなというのがあって、9月の初めは感染経路がはっきりしていました。大体大人から来ると、家族感染から来ると、ここ最近は、私が怖いのは不明です。しかも防ぎようがないのは、学校にその日ピンピンしてきていたのに、その夜発熱して感染が他に何もないのに感染して陽性になり、これは防ぎようがないかなと、これは今不安で苦慮しているところでございます。今、課長が仰ったように学級閉鎖とか学年閉鎖で対応して参りますので宜しくお願いします。
- 瀧川委員
- ・ 同じくコロナのことですが、予防接種が 12 歳から 15 歳までは以前ですと個人病院小児科等ですが、今年から集団接種に変わっていることをあまり皆様知りません。「もう予約した?」と聞くと「個人病院だよね」と、「いや封開けて、封に書いている集団接種に切り替わっているよ」と言うのですが、市の方でも接種の方法が変わったとか、個人病院では 60 歳以上とか通院している人でないと受け入れないという情報が流れていないので、親の方は 15 歳未満は小児科予約すればいいと思っています。その辺の情報が佐渡市のホームページをLINEで入れている方はLINEで報告がありますが、そうでない人は、流行っていると思っていないのでのんびりされている方も多いから、接種情報を知ることができる方法があると良いと思

- ・福井学校教 育管理主事
- · 瀧川委員
- ・福井学校教 育管理主事
- 瀧川委員
- •福井学校教 育管理主事
- ・瀧川委員
- •福井学校教 育管理主事
- 仲川委員

· 森学校教育 課長

•新発田教育 長

• 森学校教育 課長 いました。放送か何かでもありますか。

- ・ 教育委員会の方では特に関与していない。やってくれと言われれば、い くらでもできますが。
- ・ なるべく打てるときに打ってほしいと、これだけ広まってくると、正直 思って気付いたことです。
- ・ 学校の方には、なかなか微妙なところがあるので。県の方も同じ言い方 をされていて。
 - 呼びかけるわけにもいかないですよね。
- 同じ言い方をされてもらっているんですが、やれとも言えないので。
- ・ 放送で 12 歳から 15 歳は集団接種に変わりましたと告知があったら、皆 集団で予約しなきゃいけないんだなと思ってくれると有難いなと思いまし た。
- ・ 一応通知連絡はしているので、やりたいと思った人を妨げてはいけない し、教育委員会も積極的にやれとは言えないのでやりたいと思ったら休み にできますよという言い方しかできない状況です。
- ・ 情報があったら教えて頂きたい。これでコロナ禍が丸3年経とうとしています。小中学生の学力と不登校にそろそろ大きな問題が出始めているのではないかと私は考えているのですが、教育行政でつかんでいることで、お知らせ頂けることがあったらお願いしたい。学級閉鎖が収まらず、或いは個人的な休みも収まらずという事になると学力が落ちるのは目に見えている。生活習慣が乱れてくるとそれが不登校のきっかけになりはしないか。気になるような情報がありましたらお願いします。
- ・ 学力についてですが、やはり学級によっては何日か授業がなくなったという事で、影響はそれなりにあるのかなと思っています。学びの保障ということで学校には、この期間オンライン授業も含め課題等与えてやっているのですが、やはり普段の授業と比べたときとのマイナス面はあるのかなと思います。時間的なものではその分減っているということですが、学力の方でどのような影響があるのかという具体的な数値に現れていないということで分析ができていないところですが、今後のテスト等で分析の方をしていきたいと思いますが、学校の方が極力影響が少なくなるように、未修にならないように計画しながら進めているところでございます。
- ・ 不登校関係のことですが、それにより極端に増えたという情報は今現在 報告を受けていないですが、ご心配な状況でもありますので学校と連絡連 携を取りながら、様子を見ていきたいと思っております。
- ・ 数字的には私が担当から聞いたときには、全国は不登校者が上がってきて佐渡市はそう変わらずときていて、小学校は少し、中学校は少し増えて、全国が上がってきたものだから。
- ・ 佐渡市の中学校は今まで全国に比べると、不登校の率は以前から高かっ たのが続いていたのですが、全国の数字が上がってきたので差がなくなっ

てきたということです。

- •新発田教育 長
- 今分かるのはそのようなことです。
- 岩崎委員
- ・ 佐渡市の音楽発表会がもうすぐ開催されると思うのですが、学校閉鎖や 学級閉鎖があって文化祭も延期になっているような状況で開催されるのか どうかという判断基準は、出られないところは省いて参加できるところだ けなのか、もし分かれば教えてください。

• 森学校教育 課長

- ・ 判断基準を教育委員会の方から示してはいないのですが、参加人数とか 制限しながらの開催になっており、また今お話しがあったように感染が広 がっている学級学年のお子さんがそこに出るということは止めていますの で、そうなった場合その練習してきた成果というのがどうなるのかという ことなのですが、会場での発表はできなくなるかもしれませんが、しばら く感染が落ち着いたらテレビ局の方で撮影へ伺って他の学校が同じように 放映されると思うのですが、そこに差し込んで、学校での演奏になるので すが、放映させて貰う様に調整お願いしているところです。
- •新発田教育 長
- 質疑なし

その他質疑等ございますか。

- 委員全員
- 日程第4「報告事項」はこれで終了いたします。
- •新発田教育 長
- ・ 日程第5「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、11月21日(月)に定例会を開催したい旨を説明した。】
- 以上で令和4年第15回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時9分終了